

県立工業技術センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県立工業技術センター（以下「当センター」という。）における公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を防止するとともに、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究活動において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造（ねつぞう） 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 上記各号以外の研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2 この規程において「研究者」とは、当センターにおいて研究活動に従事する職員をいう。

3 この規程において「構成員」とは、前項の研究者及び当センターにおいて公的研究費の管理業務等に従事する事務職員をいう。

4 この規程において「部局」とは、兵庫県行政組織規則第209条に定める当センターの「総務部」、「技術企画部」、「材料・分析技術部」、「生産技術部」、「繊維工業技術支援センター」及び「皮革工業技術支援センター」をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を受けなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究資料等の保存期間は、原則として、論文や報告等の研究成果発表後10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

5 共同研究等外部から研究資料等を受領する場合において、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

6 前項の研究資料等の管理の方法等については、別に定める。

(最高管理責任者)

第4条 所長は、当センターにおける研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、当センターを統括する権限と最終責任を有する者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 当センターに、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、次長（技術調整担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、所長を補佐し、当センターにおける研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する業務を統括する責任と権限を有し、当センターの公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 当センターに、研究倫理教育責任者を置き、部局の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する業務について実質的な責任と権限を有し、部局における公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに、研究倫理の向上及び不正行為の防止等のために、部局の構成員に対して研究倫理に関する教育及び啓発を定期的に行うものとする。

(監事)

第6条の2 当センターに監事を置き、総務部次長をもって充てる。

- 2 監事は、競争的研究費等の運営・管理について重要な監査対象とし、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、内部監査等で明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(研究活動不正防止委員会)

第7条 当センターに、公正な研究活動を推進し、研究者による不正行為を防止するため、研究活動不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 各部局の長
- (3) 外部有識者 若干人
- (4) その他所長が必要と認めた者

3 委員は、所長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の統括管理責任者をもって充てる。

5 第2項第3号及び第4号に規定する委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 公正な研究活動の推進に係る啓発活動に関すること。
- (2) 公正な研究活動の推進に係る情報収集及び周知に関すること。
- (3) 研究者に対する研究倫理に係る研修等の企画及び実施に関すること。
- (4) 研究者の不正行為に関する申立ての受付、調査及び認定に関すること。
- (5) その他公正な研究活動の推進及び不正行為の防止に関すること。

(調査申立窓口の設置)

第9条 当センターに、不正行為についての調査申立てや相談等に対応するための窓口（以下「調査申立窓口」という。）を設置する。

- 2 当センターの調査申立窓口として対応する者（以下「窓口対応者」という。）は、統括管理責任者をもって充てる。

(調査申立て)

第10条 不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、調査申立窓口又は委員会に対し調査申立てをすることができる。

- 2 調査申立ては、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 調査申立窓口及び委員会は、匿名による調査申立てについて、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、顕名の申立てに準じて取り扱うことができる。
- 4 調査申立窓口及び委員会は、調査申立てを受け付けたときは、速やかに所長及び統括管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者は、当該調査申立てに関係する部局の長に、その内容を通知するものとする。
- 5 調査申立窓口及び委員会は、調査申立てが郵便による場合など、当該調査申立てが受け付けられたかどうかについて調査申立人が知り得ない場合には、調査申立てが匿名による場合を除き、調査申立人に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができる。

（調査申立ての相談）

- 第11条 不正行為の疑いがあると思料する者で、調査申立ての是非や手続きについて疑問がある者（以下「相談者」という。）は、調査申立窓口又は委員会に対して相談することができる。
- 2 調査申立ての意思を明示しない相談があったときは、調査申立窓口又は委員会は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して調査申立ての意思の有無を書面で確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為が求められている等であるときは、調査申立窓口又は委員会は、所長及び統括管理責任者に報告するものとする。
 - 4 前項の報告があったときは、所長及び統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると思料したときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（調査申立窓口等の義務）

- 第12条 調査申立ての受付に当たっては、統括管理責任者、調査申立窓口及び委員会の委員は、調査申立てを行った者（以下「調査申立人」という。）の秘密の遵守及び調査の対象となる研究者（以下「調査対象者」という。）の保護を徹底しなければならない。
- 2 調査申立窓口及び委員会の委員は、調査申立てを受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、前条の規定による相談について準用する。

（調査申立者の保護）

- 第13条 部局の長は、第10条の規定による調査申立て又は第11条の規定による相談（以下「調査申立て等」という。）をしたことを理由とする当該調査申立人又は当該相談者（以下「調査申立人等」という。）の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 構成員は、調査申立て等をしたことを理由として、当該調査申立人等に対して、不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 所長は、悪意に基づく調査申立て等であることが判明しない限り、単に調査申立て等をしたことを理由に当該調査申立人等に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（調査対象者の保護）

- 第14条 構成員は、相当な理由なしに、単に調査申立て等がなされたことのみをもって、当該調査

対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 所長は、相応な理由なしに、単に調査申立て等がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(調査協力者の保護)

- 第15条 統括管理責任者、調査申立窓口及び委員会の委員は、第18条の規程による予備調査並びに第20条の規程による本調査に協力する者（以下「調査協力者」という。）に対して、情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

(悪意に基づく調査申立て)

- 第16条 何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。この規程において、悪意に基づく申立てとは、被申立者を陥れるため若しくは被申立者の研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの不利益を与えること又は当センター若しくは被申立者が所属する部局等に不利益を与えることを目的とする申立てをいう。
- 2 所長は、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、当該申立者の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。
- 3 所長は、前項の処分が課せられたときには、関係省庁及び関係配分機関に対し、その措置の内容等を報告する。

(守秘義務)

- 第17条 この規程に定める業務に携わるすべての構成員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当センターの職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 所長は、調査申立人、調査対象者、調査申立て内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、調査申立人、調査対象者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 所長は、調査申立てに係る事案が外部に漏えいした場合は、調査申立人及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、当該事案について公に説明することができる。ただし、調査申立人又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 所長、統括管理責任者、調査申立窓口及び委員会の委員は、調査申立人、調査対象者、調査協力者又は関係者に通知するときは、調査申立人、調査対象者、調査協力者又は関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

(予備調査)

- 第18条 調査申立窓口に対して第10条第1項の規定による調査申立てがあったときは、調査申立窓口は、予備調査を実施する。また、調査申立てが委員会にあったときは、調査申立窓口に予備調査を実施させる。調査申立窓口は、予備調査において、調査申立人に対し、不正行為の事実があると思料する根拠の説明又は当該規定に違反する事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。
- 2 調査申立窓口は、前項の規定による説明又は証拠を基に、申立てのあった不正行為が行われた可能性、申立ての科学的理由の論理性及び本調査における調査可能性について、予備調査を行い、その結果を、直ちに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項による予備調査結果を踏まえ、本調査の適否を判断し、調査申立てを受け付けた日から起算して原則として30日以内にその結果を所長に報告する。
- 4 所長は、前項の報告に基づき、本調査を行うか否かを決定する。
- 5 所長は、前項の規定に基づき本調査を行うことを決定した場合は、委員会に当該事案に関する本調査を行わせるとともに、関係省庁並びに調査対象者がセンター外の機関から研究費の助成を受け、又はセンター外の機関に対し研究費の支給を申請しているときは当該配分機関（以下「関係配分機

関」という。)に、本調査を行う旨を報告するものとする。

- 6 所長は、第4項の規定に基づき、本調査を行わないことを決定した場合は、その理由を付記し調査申立人に通知する。この場合において、予備調査を実施した調査申立窓口は、関係配分機関又は調査申立人の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 7 予備調査の公正を確保するため、調査対象者、調査申立人又はこれらの者と直接の利害関係を有する者は、予備調査に加わることはできない。

(調査委員会の設置)

第19条 委員会は、前条第5項の規定による本調査の指示があった場合は、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会委員長又は委員会委員長が指名した委員 1人
- (2) 外部有識者 若干人
- (3) その他委員会委員長が必要と認めた者

3 委員は、所長が委嘱する。

4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 調査委員会委員の過半数は、当センターに属さない外部有識者でなければならない。

6 調査申立人又は調査対象者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会委員となることができない。

7 委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を調査申立人及び調査対象者に通知するものとする。これに対し、調査申立人及び調査対象者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、委員会に対し理由を添えて異議申立てを行うことができる。

8 委員会は、異議申立てにより調査委員を交代したときは、その旨を調査申立人及び調査対象者に通知するものとする。

(本調査)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、本調査に当たり、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。弁明は、調査対象者の求めに応じて書面又は口頭により行うものとする。

3 調査対象者は、調査委員会に対する弁明において、自己の行為が不正行為に該当しないと主張するときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

4 調査委員会は、調査対象者の弁明を聴取するに当たり、調査申立てにおいて指摘された当該研究に係る論文、実験・観察記録ノート、実験データその他研究資料（以下「証拠資料」という。）の精査を行うものとする。

5 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 調査対象者を除く構成員は、本調査において、調査委員会から、証言又は証拠の提出等の協力を要請されたときは、誠実に協力しなければならない。

7 調査委員会が、その指定する調査対象場所に立ち入り、調査対象場所から適正な事実の認定に必要な機器、備品等を持ち出すとき又は調査対象者を除く構成員に証言又は証拠の提出等の協力を要請するときは、調査対象場所を管理し、又は協力を要請する構成員の所属する部局の長の指名する者を立ち合わせなければならない。

8 所長は、本調査の終了前であっても、関係省庁及び関係配分機関の求めに応じて、本調査の中間報告を提出するものとする。

(審査及び認定)

- 第21条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則として150日以内に調査した内容をまとめなければならない。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して所長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、調査申立人から説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定について、書面により裁定する。
- 4 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の根拠として、不正行為であると認定することはできない。
- 5 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。証拠資料の不存在等、本来あるべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 6 調査委員会は、調査対象者による不正行為があったと認定する場合には、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項の認定について、書面で裁定しなければならない。
- 7 調査委員会は、調査対象者による不正行為がなかったと認定する場合には、その旨について、書面で裁定しなければならない。この場合において、本調査を通じて、調査申立てが悪意に基づくものであると認められるときは、併せて、その旨について、書面で裁定しなければならない。
- 8 調査委員会は、前項後段の認定を行うに当たっては、調査申立人に弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査委員会は、第6項又は第7項に定める認定を終えたときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

(所長への報告)

- 第22条 委員会は、前条第9項の規定による同条第6項の認定の報告があったときは、次に掲げる措置について所長に報告しなければならない。
- (1) 調査対象者に対して不正行為に該当する研究活動の停止を命ずることの要否
- (2) 調査対象者に関して不正行為に該当する事実があったことを関係省庁に報告することの要否
- (3) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果に関して、関係配分機関に対し不正行為があった旨を通知することの要否
- (4) 調査対象者が不正行為により作成した研究成果が、国内若しくは国外の媒体に公表されているとき又は公表されることが予定されているときは、公表に関連する機関に対し不正行為があった旨を通知することの要否
- (5) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果について、当センターが職務上の発明として特許その他の知的財産権の付与の手続きを行っているときは、その取下げの要否
- (6) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果に関して、調査対象者がセンター内の研究費を受けているときは、支給の差止め及び返還を命ずることの要否
- (7) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果が、センター内において、調査対象者が研究費の受給その他調査対象者への学術研究上の便宜供与を申請するための根拠とされているときは、申請を審査する部署に対し不正行為があった旨を通知することの要否
- (8) 調査対象者が不正行為により作成し、又は報告した研究成果が、調査対象者の所属部局又は他部局における昇任又は採用に関する業績審査の対象とされているときは、当該部局の長に対し不正行為があった旨を通知することの要否
- 2 委員会は、前条第9項の規定による同条第7項の認定の報告があったときは、次に掲げる措置について所長に報告しなければならない。

- (1) 調査対象者による研究活動の円滑な再開及び調査対象者の名誉の回復のために必要な措置
- (2) 調査対象者に関して不正行為に該当する事実がなかったことを関係省庁及び関係配分機関に報告することの要否
- (3) 当該認定において、構成員である調査申立人による調査申立てが悪意に基づくものと認められているときは、関係省庁及び関係配分機関に対しその旨を通知すること並びに当該調査申立人の氏名の公表その他必要な措置の要否
- (4) 当該裁定において、構成員でない調査申立人による調査申立てが悪意に基づくものと認められているときは、その所属する機関、関係省庁及び関係配分機関に対しその旨を通知することその他必要な措置の要否

(所長による措置)

第23条 前条の報告において、特定の措置が必要な場合は、所長は、速やかにその措置を行うものとする。

- 2 所長は、前項の措置を行ったときは、調査申立人及び調査対象者に対して、第21条の規定による裁定書の写しを添えて、当該措置の内容を通知しなければならない。同条第7項の認定があったときは、調査対象者に対して、認定の公表を求めることができることを、併せて通知しなければならない。
- 3 所長は、前項の規定により通知を行う場合は、調査申立人及び調査対象者がそれぞれ所属する部局の長についても、同様に通知を行うものとする。調査申立人がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 4 所長は、前項の通知に加えて、第21条第6項又は第7項による認定結果について、関係省庁及び関係配分機関に報告するものとする。

(不服申立て)

第24条 調査申立人及び調査対象者は、第21条の規定による認定又は前条の措置に対し不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に所長に対して書面により不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 所長は、不服申立てに関する書面を受理したときは、委員会に再審議を指示するものとする。
- 3 前項の指示を受けた委員会は、調査委員会に再審議を行わせるものとする。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に係る場合は、所長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に再審議させることができる。委員会は、調査委員会の交代を行った場合は、その旨を調査申立人及び調査対象者に通知するものとする。
- 4 所長は、調査対象者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該調査申立人に通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に対して不服申立てがあったことを報告する。
- 5 所長は、悪意に基づく調査申立てと認定された調査申立人から不服申立て（以下「悪意に基づく不服申立て」という。）があったときは、調査対象者に対して不服申立てがあったことを通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に対して不服申立てがあったことを報告する。
- 6 調査委員会又は第3項の規定により調査委員会に代わって再審議する者（以下「再調査委員会」という。）は、第1項の不服申立て（悪意に基づく不服申立てを除く。）について、再審議の結果、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、委員会に報告する。
- 7 再調査委員会は、第1項の不服申立てについて、再審議の結果、当該事案の再調査を行う旨を決定した場合には、委員会に報告する。
- 8 前2項の報告を受けた委員会は、速やかに審議の結果を所長に報告するものとする。
- 9 所長は、前項の報告を受けたときは、不服申立ての却下又は再調査の決定を行い、調査申立人及び調査対象者に当該決定又は再調査について通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に報告する。

- 10 再調査委員会は、再調査を開始した日から起算して原則として50日以内（悪意に基づく不服申立てである場合は、再調査を開始した日から起算して原則として30日以内）に調査の結果を覆すか否かを決定し、委員会に報告する。
- 11 前項の報告を受けた委員会は、速やかに審議の結果を所長に報告するものとする。
- 12 所長は、前項の報告に基づき、速やかに再調査に対する処置を決定し、再調査の結果を調査申立人、調査対象者、調査申立人及び調査対象者がそれぞれ所属する部局の長、調査対象者以外で不正行為に関与したと裁定された者に通知するとともに、関係省庁及び関係配分機関に報告するものとする。調査対象者が当センター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

（調査結果の公表）

第25条 所長は、不正行為があったと認定した場合には、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、当センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、調査申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為がなかったと認定された場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査対象者が公表を求めた場合、当該事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等の故意によるものでない誤りがあった場合はこの限りではない。
- 5 前項ただし書きにおける公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、調査対象者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順を含むものとする。
- 6 所長は、悪意に基づく調査申立てが行われたと認定した場合には、調査申立人の氏名及び所属、悪意に基づく調査申立てと認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順を公表する。

（委員会の事務）

第26条 委員会及び調査委員会に関する事務は、技術企画部で行う。

（雑則）

第27条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進及び不正行為の防止等に関する事項並びに委員会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。